議案第6号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、国家公務員の勤務条件に関する事項を定めた人事院規則の一部改正を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の 一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成 4年条例第5号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、 同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職 員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならな い。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項に おいて「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を 確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければ ならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項 の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第6号資料

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)新旧対照表

改正案

(略)

(略)

行

現

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者 (届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、 父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 (第15条の4第 1項において「配偶者等」という。) で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる 場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

(略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成 4年条例第5号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、 同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職 員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次 号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事 項を知らせるための措置
 - (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求</u>等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項に おいて「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次 号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事 項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を 確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければ ならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者 (届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、 父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 (第15条の3第 1項において「配偶者等」という。) で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる 場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

(略)

(新設)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向

確認等)

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の5 (略)

(略)

確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 (略)

(略)